

金銭債権の法的性質

——法規との整合性の観点から——

森川 隆

- 一 はじめに
- 二 目的物と物
- 三 金銭と物
- 四 金銭と通貨
- 五 むすびにかえて

一 はじめに

従来、金銭債権⁽¹⁾（金銭債務・Geldschuld）は、物（給付）債権（Sachschuld・Sachleistungsschuld）——そのうえで、通常は種類債権——として捉えられてきた。この捉え方——以下、物債権説と呼ぶ⁽²⁾——に拠ると、その目的となる給付

の対象（給付目的）は、貨幣という物⁽³⁾である。そして、「我法學界に於ては終始此見解が支配し、何人も之を疑ふ者を見ぬ⁽⁴⁾」とさえいわれてきた。しかるに、近時、この点に關して、次のように説明されるのが少なくない。

「金銭債権は普通の種類債権と異なり、貨幣という種類物の一定量の給付を目的とするものではなく、貨幣という形態において存在する価値の一定量の給付を目的とするものである。この意味で金銭債権は、しばしば価値債権（Wertschuld）とよばれる⁽⁵⁾。」

「金銭債務（金額債権）の目的は、通貨の所有権を移転することそれ自体ではなく、むしろ通貨に含まれる数量をもつて表示された一定の『価値』を移転することにある⁽⁶⁾。」

確かに、例えば一万円の金銭債務を一万円札一枚で支払つても千円札一〇枚で支払つてもよいということは、右の説明から素直に導かれよう。このことを民法四〇二条一項本文の「金銭」と「通貨」の關係から説くと、以下の通りである。

「金銭トハ通貨ノ購買力ノ或ル分量ヲ云ヒ通貨トハ其購買力ノ存在スル物體ヲ云フナリ」。

詳説すると、「通貨トハ貨幣法所定ノ形體實質ヲ具ヘ價格ノ標準交易ノ媒介トシテ強制通用力ヲ有スル物體其物ヲ指ス名稱ニシテ具體的ノ意義ヲ有ス從テ其形體實質ニヨリ其種一ナラス然レトモ金銭ト云フトキハ通貨（貨幣）ノ價格即チ購買力ノ或ル分量ヲ云フモノナリ購買力ノ存在スル金銀貨其者ヲ云フニハアラス故ニ金銭ニハ種類ノ區別ナシ例セハ金五圓ト云フトキハ通貨ノ購買力ノ分量ヲ示スモノニシテ五圓ノ通貨一個ナルト五十錢ノ通貨十枚ナルトハ問フ所ニアラス⁽⁷⁾」。

そのため、「金銭債務トハ通貨ノ購買力ノ或ル分量ヲ給付ノ目的トスル債務ナリ⁽⁸⁾」。換言すれば、金銭債権の「目的物ハ金銭、金銭ト云フモノハ何ンデアルカト云ヘバ即チ價值デアル⁽⁹⁾」と理解されよう。

しかも、このような理解が採られているのは、我が国に限られない。というのは、ドイツでも、金銭債権は物債権として捉えられていない。そのため、種類債権でもない。一般に価値債権と呼ばれている。すなわち、金銭債務の目的は、無体の財産価値（財産力・購買力）（unkörperlicher Vermögenswert・unkörperliche Vermögensmacht・Kaufmacht）を

得させることである。ただ、これを行い金銭債務を履行するための手段（支払手段）として、その担い手である貨幣を用いるにすぎないと解されている。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

さらに、右の理解は、今日の社会情勢にも良く適合し得ると思われる。というのも、経済社会の進展に伴い、いわゆる預金通貨（Buchgeld・Giralgeld）が貨幣に代えて用いられ貨幣と同様の働きを営んでいる。そこで、このような実情に照らせば、できる限り、法律上も預金通貨を貨幣と同様に扱うことが望ましいといえよう。⁽¹²⁾ここで前述した理解に処ると、次のように説明される。

金銭は、無体の財産力である。よって、機能（Funktion）であつて物質（Substanz）ではない。そのため、有体性には必要なメルクマールである。そして、今日では、金銭の機能は金銭物（Sachgeld）と預金通貨によって引き受けられている。それゆえ、無体の財産力が金銭であり、これが硬貨として現れているのか、紙幣として現れているのか、それとも口座上の数字（Kontoziffern）として現れているのかによって差異はない。したがって、法秩序にとつて、金銭物も預金通貨も金銭の同価値の現象形態である。⁽¹⁴⁾

そこで、貨幣と同様に、無体の預金通貨も支払手段としての地位を獲得する⁽¹⁵⁾。そのため、預金通貨による支払も可能となろう。すなわち、これも金銭債務の弁済として扱われる⁽¹⁶⁾。また、例えば『金銭消費貸借の成立要件としての金銭（民法五八七条における金銭）には銀行預金を含む』という、よりストレートな解釈⁽¹⁷⁾も、このように解してはじめて認められるにすぎない。⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾

以上要するに、金銭債権の給付目的を貨幣ではなく価値と捉えること——以下、価値債権説と呼ぶ——は、多くの論者の支持を得ているだけでなく、今日の社会情勢にも即した理解と評価できよう。だが、筆者の触目した限り、この理解に対して法規との整合性の観点から分析を加えるという基礎的な作業は、これまで十分に行われてこなかったように思われる。そこで本稿では、右の観点から価値債権説を検証し、その問題を浮彫にすることを目的とする。⁽²⁰⁾

浅学非才のゆえの根本的な誤解のあることをおそれるが、先学の業績の助けを借りるとともに、それに対して筆者なりの疑問を記し、今後のご叱正に俟ちたい。

一 目的物と物

金銭債権について定める総則規定は、民法四〇二条一項本文である。⁽²¹⁾ そのため、この規定を解釈することが本稿の課題となる。

そうすると、民法四〇二条一項本文において「債権ノ目的物カ金銭ナルトキ」と規定されていることに注意を要しよう。というのも、「債権ノ目的物」とは給付目的となる物——物の引渡を目的とする債務における物——を意味すると読むのが自然であろう。⁽²²⁾ しかも、このような読み方は他の箇所でも採られている。すなわち、所有権以外の権利の売買に対して民法五七〇条が適用されるかという問題について、「賣買ノ目的物ナル語ハ之ヲ有體物ノ意義ニ解釋スヘキハ『物』ナル語ノ文理解釋上毫モ疑ナシ」⁽²³⁾と説明されることが少なくない。そうだとすれば、物債権説と対照的に、目的物である「金銭」を物と捉えない価値債権説は、右の読み方と調和しない。要するに、民法四〇二条一項本文の「目的物」という文言を素直に読む限り、その対象である「金銭」は価値ではない。貨幣を意味しよう。

だが他方において、目的物という文言について、民法以外の法律に目を向けると次の規定が存在する。

商法五八条

金銭其他ノ物又ハ有価証券ノ給付ヲ目的トスル有価証券ノ所持人カ其証券ヲ喪失シタル場合ニ於テ公示催告ノ申立ヲ為シタルトキハ債務者ヲシテ其債務ノ目的物ヲ供託セシメ又ハ相当ノ担保ヲ供シテ其証券ノ趣旨ニ従ヒ履行ヲ為サシムルコトヲ得

ここで給付目的となる有価証券は、物と対置されている——このほか商法五一条・商法五二一条も参照——ことから伺い知ることができるよう、紙片を意味するのではない。それに表章されている無体の権利を意味する。しかるに、当該規定では、これも「債務ノ目的物」に含まれると理解されよう。⁽²⁴⁾

なお、右の給付目的に有価証券が加えられたのは、明治四四年商法改正においてである。すなわち、その際に「金銭其他ノ物ノ給付」(明治三二年商法二八一条)から「金銭其他ノ物又ハ有価証券ノ給付」へと変更された。そのため、前段の理解を検証するためには、同改正に目を向けることが有益である。そこで、同じように同改正において、代理商の留置権の客体が「物」(明治三二年商法四一条)から「物又ハ有価証券」(現行商法五一条)へと改められた際の審議過程を参照することにしよう。

そうすると、右のように改められた理由は、物に含まれない有価証券も留置権の客体に加える必要があること⁽²⁵⁾に求められている。ただ、その審議の際に、委員の一人である小山温から次の質問がなされた。

「此三十九條〔筆者注——現行商法四九條〕ノ物品販賣ノ委託ヲ受ケタル代理商ハ賣買ノ目的物ノ瑕疵又ハ其數量ノ不足云々ト云フノハ是ハ御改メニナランデモ宜イノデアリマセウカ。」

これに対し起草者の一人である岡野敬次郎は、有価証券は「物品」に含まれるから問題ないと答えた。だが、小山は、右質問の真意について次のように釈明した。

「私モ物品ニハ無論有價證券ガ這入ルモノト心得テ居ルノデアリマスガ此三十九條ノ物品販賣ハ宜ウゴザイマスガ代理商ハ賣買ノ目的物ト斯ウ書放シニナツテ居ルソレデ伺ツタノデアリマス。」

これに対し岡野は、有価証券について「目的物ト云フモノニハ這入ルト云フ解釋ヲ執ツテ居ル」と説明した。しかし、小山も引き下らない。さらに、次のように述べている。

「私ハ怪シムノデゴザイマスガ此方チノ四十一條ノ物ト云フ中ニハ這入ラナイデ三十九條ノ方ニハ物ト云フ中ニ這入ル

トナルトドウモ少シ變テハナイカト思ヒマス賣買ノ目的タル物又ハ有價證券ト云フヤウニ此方チラスレバ却ツテ明瞭ニナリハシナイカ御相談ヲ致スノデ。

だが、これに対し岡野は、次のように答弁した。

「唯今ノ三十何條許リデハナイノデアリマス例ヘバ二百八十六條〔筆者注——現行商法五二四條〕ニモ商人間ノ賣買ニ於テ買主ガ其目的物ヲ受取ルコトヲ拒ミ云々之ハ私ハ物ト云フコトニ豪ライ重キヲ措イテ解釋ヲ私ハ少クトモシテ居ラヌ賣買ノ目的ト云フコトニ於テ私ハ解釋ヲシテ居ルンデアリマスカラドウモ物ト云フト或ル契約ヲ見テ其契約ノ目的物ト云フノトハ私ハ違ツタ解釋ヲ執ツテ居ルノデアリマスカラソレデ私ノ考ヘデハ目的物ノ所ハ必要ハナカラウカト思ヒマス」。そして、この答弁に対する異議が提出されることなく審議が終了した。⁽²⁷⁾そのため、同じように改められた商法五一八條の「債務ノ目的物」に有價証券が含まれることも、織り込み済みであつたと評価できよう。

しかも、前述した目的物を巡る理解は、民法においても採り得ると思われる。というのも、一般の先取特権の客体には物以外に権利も含まれる。それゆえ、民法三〇四條の「目的物」も物に限られないと解されよう。⁽²⁸⁾また、このよ
うな理解は、先に言及した民法五七〇條の適用問題について採られることもある。⁽²⁹⁾

よつて、以上のことを前提にすれば、目的物は、目的と物という二つの語に分解される言葉ではない。むしろ、それ自体が一つの語として固有の意味をもつ。そのため、この語が用いられている場合と物という語が単独で用いられている場合では状況を異にする。そこで、債権の目的物についていうと、給付目的となる物に限らず給付目的一般を示す言葉として理解できよう。⁽³⁰⁾ そうだとすれば、民法四〇二條一項本文の「金銭」を物と捉えないことも可能になる。これを価値と捉えることも不可能ではなからう。

三 金銭と物

前章で論じたように、民法四〇二条一項本文だけを見れば、これと価値債権説の調和を見出すことも不可能ではない。だが、これだけで右規定の「金銭」の意味を判断するのは早計であろう。というのも、金銭債権に係る規定は、これに限られない。そこで、このほかの規定を取り上げて、価値債権説との整合性を検証し、そこから右の意味を探ることが次の作業となる。

まず第一に、民法四一九条一項では、「金銭ヲ目的トスル債務」と規定されている。さらに、民法一〇〇一条二項でも然りである。そして、この文言を素直に読むと、金銭が物でなければならぬことは要求されていない。だが、先学の業績を繙くと、このような文言に関して、次のように説明されている。

「債権ノ目的ハ債務者ノ作爲又ハ不作爲ニ外ナラサルコト既ニ説明セル所ナリ故ニ物又ハ權利ハ之ヲ以テ債権ノ目的ト稱ス可ラサルコト論ヲ俟タス然ルニ從來ノ立法例及學說ニ於テ直ニ物ヲ以テ債権ノ目的トナスモノナキニ非ス是レ蓋シ債権ノ目的タル行爲カ物ヲ與フルニ在ルトキハ既ニ説明シタルカ如ク物ノ存スト否トニ依リテ其行爲ノ能不能ヲ來シ債権ノ成立ニ影響フ及ホスカ爲メ物ヲ以テ債権ノ目的ト稱スルモ物ヲ與フル行爲ヲ以テ債権ノ目的ト稱スルモ實際ニ於テ異ナル所ナキヲ以テナリ加之債権ノ目的タル行爲カ物ヲ與フルニ在ルトキハ直チニ物ヲ以テ債権ノ目的ト稱スル極メテ便利ナリトス是レ債権ノ目的ハ作爲又ハ不作爲タルコトヲ認ムル者ト雖モ往々物ヲ以テ債権ノ目的ト稱スルコトアル所以ナリ新民法ニ於テハ債権ノ目的ハ作爲又ハ不作爲ニ外ナラサルモノト認メタルニ更ニ疑ナキ所ナリト雖モ往々物ヲ以テ債権ノ目的ト稱スル場合ナキニ非ス例ヘハ第四百十八條〔筆者注——民法四一九条?〕ニ於テ金銭ヲ以テ目的トスル債務云々トアルカ如シ此ノ如ク新民法ニ於テ物ヲ以テ債権ノ目的ト稱スルコトアルハ畢竟以上述ヘタル理由ニ出テタルニ外ナラサルナリ」⁽³¹⁾

要するに、債権の目的は債務者の行為（作為・不作爲）、すなわち給付である。しかるに、右の説明に拠ると、物の給付を目的とする債権については、給付を示す言葉を省略する表記方法も存する。そして、このような表記方法が民

法四一九条一項等で採用されたことになる。

だが、右規定の「目的」は、正確にいうと目的物であるといわれている。⁽³³⁾そこで、前章で述べた目的物の理解との均衡からすれば、前段の表記方法は、物の給付を目的とする債権に限られない。これ以外の給付を目的とする債権にも及ぼす余地はあろう。⁽³⁴⁾しかも、このことは、「債権ノ目的タル物又ハ権利」と規定する民法四二二条の存在からも裏付けられる。そうだとすれば、民法四一九条一項等の「金銭」を物と捉えないことも可能になる。これを価値と捉えることも不可能ではなからう。

しかし、他方において、「金銭」を物と捉えない可能性を打ち消す規定が各所で見出されることに注意しなければならぬ。というのも、定期給付債権について定める民法一六九条では、「金銭其他ノ物ヲ給付ヲ目的トスル債権」と規定されている。準消費貸借について定める民法五八八条でも、反対の方面から「金銭其他ノ物ヲ給付スル義務」と規定されている。加えて、終身定期金について定める民法六八九条でも、意思表示の方面から「金銭其他ノ物ヲ：給付スルコトヲ約スル」と規定されている。⁽³⁵⁾消費貸借について定める民法五八七条でも、これと基本的に異ならない。しかも、このような規定が見出されるのは、民法に限られない。他の法律でも然りである。というのは、前掲した商法五一八条と商法五一九条でも、「金銭其他ノ物：ノ給付ヲ目的トスル有価証券」と規定されている。信託法一三二条二項でも然りである。加えて、民事訴訟法三八二条でも、「金銭その他の代替物：を目的とする請求」と規定されている。民事執行法二二条五号でも、これと基本的に異ならない。

さらに、このような規定が見出されるのは、我が国に限られない。ドイツでも然りである。というのは、民法五八八条に相当するBGB六〇七条二項でも、「金銭その他の代替物について債務を負う者(Wer Geld oder andere vertretbare Sachen ... schuldet)」と規定されている。民法五八七条に相当するBGB六〇七条一項でも、次のように規定されて

いる。

消費貸借として金銭その他の代替物を受取った者は、受取った物について、これと種類、品等および数量を同じくする物で貸主に返還する義務を負う (Wer Geld oder andere vertretbare Sachen als Darlehen empfangen hat, ist verpflichtet, dem Darleher das Empfangene in Sachen von gleicher Art, Güte und Menge zurückzuerstatten.)。

加えて、商法五一九条に相当するHGB三六三三条でも、「金銭…その他の代替物の給付 (Leistung von Geld… oder anderen vertretbaren Sachen)」と規定されている。指図 (Anweisung) について定めるBGB七八三条でも、これと基本的に異ならない。

思うに、右で参照した諸規定から演繹すれば、金銭債権は価値債権ではない。物債権として捉えられよう。換言すれば、給付目的である金銭は価値ではない。物と理解されよう。いうまでもなく「金銭其他ノ物 (金銭その他の代替物)」という用語法は、金銭を物 (代替物) の例示とする趣旨にほかならないからである。そこでドイツでも、法規を検討したうえで、右のように解する論者が少なくない。⁽³⁷⁾

ただ、「物トハ有体物ヲ謂フ」と規定する民法八五条に関して、物権の客体を限定する意味しかもたず債権法の領域には及ばないと主張されることもある。⁽³⁸⁾しかし、この規定が民法第一編総則に位置し「本法」を対象としている——この規定に相当するBGB九〇条も然りである——事実には照らせば、このような主張が説得力をもつか疑問なしとしない。むしろ、物は物権の客体となるだけでなく債権の目的にも関係するから、民法は、これについて一般の規定を設けたという捉え方が的を射ているというべきであろう。そのため、先に参照した諸規定が民法八五条 (BGB九〇条) の射程に収まることは否定できないと考える。

さらに、以上で述べた金銭債権の理解は、相対的金種債権について定める民法四〇二条一項但書や民法四〇二条二

項とも符合しよう。というのも、相対的金種債権は金銭債権の一種であることが認められている⁽⁴⁰⁾。思うに、このことは、民法四〇二条一項の規定の体裁から素直に導かれよう。またドイツでは、民法四〇二条二項に相当するBG B二四五条において「特種の通貨をもって金銭債務の支払をなすべき場合 (Ist eine Geldschuld in einer bestimmten Münzsorte zu zahlen)」と規定されているため、より鮮明である。そうすると、価値債権説に抛れば、相対的金種債権は価値債権として捉えられる。そのため、その給付目的も、価値にほかならない⁽⁴¹⁾。しかるに、民法四〇二条一項但書や民法四〇二条二項では、それが通貨と規定されていることに注意しなければならない。

四 金銭と通貨

前章で論じたように、金銭債権に關係する諸規定から演繹すれば、給付目的である金銭は価値ではない。貨幣を意味しよう。そうだとすれば、これとの均衡から、民法四〇二条一項本文等の「金銭」も同様に解さなければならない。そこで、この点に関して、次のように説明されよう。

「給付の對象が貨幣なるときは、之れを金銭債権といふ。貨幣のことを民法に於いては金銭といひ、單に價值のみには著眼せずして、價值を標徴する有體物に著眼してをる。故に民法上金銭債権は動産を客體とする債権であり、物に關する債権の一種である。」

「一定數額の貨幣の給付を目的とする債権を、金額債権といふ。此の場合に於いては貨幣の價值、即ち通用力に著眼してをるのであるが、然し貨幣價值其の者が債権の客體ではなくて、價值を標徴する貨片が其の客體である。」⁽⁴²⁾

そのため、民法四〇二条一項本文の「金銭」と「通貨」は、着眼点を異にする對象——価値と貨幣——を示す言葉

ではない。むしろ、その相違は、範圍の広狭に求められよう。すなわち、後者が強制通用力を有する貨幣に限られるのに対し、前者は強制通用力の有無まで問題にしないのではあるまいか。この点は、先学によつて次のように説明されてきたことが参考にならう。

金銭とは「取引上一般ニ價格測定ノ標準ト爲リ又交換及ヒ辨濟ノ具ト爲ルモノヲ謂フ本來如何ナルモノト雖モ天然ニ金銭タルノ性質、作用ヲ有スルコトナシ唯社會生活上ニ於テ或物ヲ採擇シテ汎ク之ヲ交換辨濟ノ用ニ供シ價格ノ標準ト認メタルトキハ其物ハ即チ其社會ニ於ケル金銭ナリ」。

そこで、自由貨幣も、強制通用力がないため通貨ではないが「取引上交換及ヒ辨濟ノ具トシテ流通スル貨幣」であり「現ニ取引上金銭トシテ流通スル以上ハ其金銭タルコトヲ否定スルコトヲ得ス」⁽⁴³⁾。

要するに、「金銭ト云フトキハ苟モ交換ノ用具タル用方ヲ有スル物ヲ意味ス」「然シ通貨ト云フトキハ金銭ノ一部ニシテ只日本ニ於テ強制通用ノ力ヲ有スル金銭ノミヲ意味ス」⁽⁴⁴⁾と解する（傍点は筆者）。

そのため、金銭債務者は、自由貨幣のような通貨に含まれない金銭による支払も可能とならう。詳説すると、強制通用力がないため、債権者に受領を強制することはできない。だが、債権者が任意に受領すれば、これも金銭に含まれるため、金銭債務の弁済として扱われる⁽⁴⁵⁾。これに対し、どのような通貨によつても支払が可能であり、しかも受領を強制できることは、通貨である以上は金銭に含まれ、しかも強制通用力を有する点において差異がないことから導かれよう。

五 必ずびにかえて

前章までに検討したように、価値債権説は、金銭債権に關係する法規と調和し難い⁽⁴⁶⁾。むしろ、それと整合性を有す

るのは物債権説であろう。すなわち、金銭が物であるという命題がそれに内包されている事實は否定できないと考える。しかも、このような命題は、それ以外の箇所でも、しばしば見出される(例えば、民法八八条二項)。「民商法其他の法典は『金銭』なる用語を扱う大部分の場合に於て『金銭其他ノ物』なる表現を用ふるが故に、金銭の物的性質は其中樞を爲す要素たること疑ない⁽¹⁷⁾」といわれてきたのも、このためであろう。

しかるに、価値債権説が今日の社会情勢に即した理解であることは、前述した通りである。そのため、価値債権説の立場から法の文言が時代後れであると主張されていることは、分からなくもない⁽⁴⁸⁾。

だが、解釈論のフィールドで論じる限りでいえば、むしろ法の文言とどのように調和するかが問題の核心をなす。いうまでもなく、それが解釈という作業の中心に据えられなければならないことは、何人たりとも否定できないからである。

(1) これは、金種債権や特定金銭債権との区別を明瞭にするため、金額債権とも呼ばれる。

(2) この捉え方は、むしろ名価説と呼ばれている。柚木馨「金銭債務概念の再吟味——金銭債務論の序として——」論叢三〇巻一号(昭九)六九頁、吉岡幹夫『金銭債権の基本構造』(法律文化社、平九)三二頁注(53)参照。だが、本稿では、後述する価値債権説との対比を明瞭にするため、本文で述べたように物債権説と呼ぶ。文献について、柚木・前掲七〇頁注(39)参照。

(3) 本稿では、貨幣という語を、硬貨だけでなく紙幣(銀行券)も含む意味で用いる。なお、かつて使用されていた兌換銀行券も、民法八六条三項により物に含まれると理解されている。梅謙次郎(講述)『民法總則(自第一章至第三章)』

- (信山社、復刻版、平二) 八二三、八二四頁参照。さらに、後掲注(25)参照。またドイツでも、有価証券を物として扱う傾向が認められるため(後掲注(36)参照)、右の理解は妥当すると思われる。
- (4) 柚木・前掲注(2) 六九頁、吉岡・前掲注(2) 三二頁注(53)。
- (5) 松坂佐一『民法提要(債権総論)(第四版)』(有斐閣、昭五七) 四二頁。
- (6) 森田宏樹「電子マネーの法的構成(1)——私法上の金銭の一般理論による法的分析」NBL六一六号(平九)一一頁。このほか、我妻榮『新訂債権総論(民法講義IV)』(岩波書店、昭三九)三五頁、金山正信『債権総論』(ミレールヴァ書房、昭三九)三二頁以下、柚木馨『高木多喜男補訂』『判例債権法総論(補訂版)』(有斐閣、昭四六)五〇頁、林良平「安永正昭補訂」ほか『債権総論(第三版)』(青林書院、平八)四四、四五頁参照。但し、論者によっては、一貫しないと思われる記述も見受けられる。
- (7) 池田寅次郎「民法第四百二條ノ金銭ト通貨トハ意義ヲ異ニスルヤ」法典質疑會編『法典質疑問答(第三編)民法債権(全)』(信山社、復刻版、平六)六頁。
- (8) 池田・前掲注(7) 六頁。
- (9) 「法典調査會 民法議事速記録三」法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書3』(商事法務研究会、昭五九)一一頁〔高木豊三発言〕。
- (10) Martin Wolff, Das Geld, in: Ehrenbergs Handbuch des gesamten Handelsrechts, Bd. 4, Abt. 1 (1917), S. 636f.; Richard Alf, BGB - RGK, Bd. 2, Teil 1, 12. Aufl. (1976), § 244 Anm. 6; Dieter Medicus, Ansprüche auf Geld, JuS, 1983, S. 897; Soergel/Arndt - Teichmann, BGB, Bd. 2, 12. Aufl. (1990), § 244 Anm. 4; Heinrichs/Bernd Baron von Maydel, MK - BGB, Bd. 2, 3. Aufl. (1994), § 244 Anm. 8; Staudinger/Karsten Schmidt, BGB, §§ 244 - 248, 13. Aufl. (1997), Vorbem zu §§ 244ff Anm. A44, C4, C7 u. C9; Palandt/Helmuth Heinrichs, BGB, 59. Aufl. (2000), § 245 Anm. 2 u. 12.
- なお、ドイツでは、金銭債権をさらに二つの債権に分類したうえで、一方の債権を Summenschuld (Geldsummenschuld・Betragsschuld) と呼び、他方の債権を Wertschuld (Geldwertschuld) と呼ぶことが少なくない。そして、その際分類基準は、義務として負っている額が最初から確定しているのか、それとも履行時までには確定するのかが、重要な点に求められる。

ただ、Summenschuldが通常かつ本来的な金銭債権であり、Wertschuldも履行時までにSummenschuldになることが認められてゐる。Vgl. Soergel/Teichmann, a. a. O., § 244 Anm. 6; Heinrichs/v. Maydell, a. a. O., § 244 Anm. 11; Erman/Olaf Werner, BGB, Bd. 1, 9. Aufl. (1993), § 244 Anm. 7f. など。通常の金銭債権がWertschuldではなくSummenschuld (Betragsschuld) であることは、Karl Larenz, Lehrbuch des Schuldrechts, Bd. 1, 14. Aufl. (1987), S. 168 u. 174, 406ff. GeldsummenschuldとWertschuldの区別を述べ、またWertschuldとWertschuldとWertschuldとを区別する語を避けるべきであると Spiros Simitis, Bemerkungen zur rechtlichen Sonderstellung des Geldes, AcP, Bd. 159 (1960), S. 443; Gert Brüggemeier, AK - BGB, Bd. 2 (1980), vor §§ 244, 245 Anm. 11. 要するに、価値債権という言葉が必ずしも一義的ではないことに注意を要しよう。和田安夫「金銭債務と貨幣価値変動(一)——西ドイツにおける議論を中心として——」民商九二巻六号(昭六〇)五六頁参照。このほか、吉岡・前掲注(二)三三頁、森田宏樹「電子マネーの法的構成(2)——私法上の金銭の一般理論による法的分析」NBL六一七号(平九)二六、二七頁参照。

- (11) なお、一般的な呼称として、貨幣のような支払手段(交換手段)(Zahlungsmittel・Tauschmittel)も金銭と呼ばれる。Vgl. Wolf, a. a. O. (Note 10), S. 569; Soergel/Teichmann, a. a. O. (Note 10), § 244 Anm. 1; Erman/Werner, a. a. O. (Note 10), § 244 Anm. 2. そのため、金銭という言葉は、着眼点を異にする二つの意味で用いられよう。すなわち、価値という意味と、その担い手(支払手段)という意味である。そして、前者の意味における金銭は、後者と区別するために、抽象的意味における金銭(Geld im abstrakten Sinn)又は制度としての金銭(Geld als Institution)と呼ばれるべきである。Vgl. Wolf, a. a. O. (Note 10), S. 569, 577 u. 637; Staudinger/Schmidt, a. a. O. (Note 10), Vorben zu §§ 244ff Anm. A14f., A18 u. A25f.; Palandt/Heinrichs, a. a. O. (Note 10), § 245 Anm. 2; F. A. Mann, Das Recht des Geldes (1960), S. 3.

- (12) 預金通貨の定義について、森田宏樹「電子マネーの法的構成(3)——私法上の金銭の一般理論による法的分析」NBL六一九号(平九)三二頁以下。ドイツの文献として、Soergel/Teichmann, a. a. O. (Note 10), § 244 Anm. 2; Staudinger/Schmidt, a. a. O. (Note 10), Vorben zu §§ 244ff Anm. A28.

- (13) 同旨、古市峰子「現金・金銭に関する法的「考察」金融研究一四巻四号(平七)一三五頁。ドイツでも、本文で述べたことは認められている。ただ、それは債権法の領域に限られており物権法の領域には及ぼされていない。Vgl. Simitis,

- a. a. O. (Note 10), S. 441 ; Brüggemeier, a. a. O. (Note 10), vor §§ 244, 245 Anm. 16 ; Heinz Pikart, Die sachrechtliche Behandlung von Geld und Wertpapieren in der neueren Rechtsprechung, WM, 1980, S. 511.
- (14) Simitis, a. a. O. (Note 10), S. 430ff. u. 435 ; Heinrichs/v. Maydell, a. a. O. (Note 10), § 244 Anm. 4.
- (15) 但し Wolff, a. a. O. (Note 10), S. 637. Wolff は、貨幣の所有権譲渡が価値を移転するための手段にすぎないしながらも唯一の手段であると説明する。その上 Wolff の立場は、価値債権説に分類されながら、広義の物債権的な理解である又は矛盾しているとの評価されよう。Vgl. Brüggemeier, a. a. O. (Note 10), vor §§ 244, 245 Anm. 11 ; Simitis, a. a. O. (Note 10), S. 432.
- (16) なお、受領強制の点については、論者によって理解が異なる。我が国の文献として、森田・前掲注(12)三〇頁以下、同・「電子マネーの法的構成(4)——私法上の金銭の一般理論による法的分析」NBL六二二号(平九)三三頁以下。ドイツの文献として Soergel/Teichmann, a. a. O. (Note 10), § 244 Anm. 4 ; Erman/Werner, a. a. O. (Note 10), § 244 Anm. 3 ; Larenz, a. a. O. (Note 10), S. 167.
- (17) 古市・前掲注(13)一〇八頁注(11)。
- (18) 吉岡・前掲注(2)二九頁。
- (19) なお、「法律上ニ於ケル金銭ノ意義ハ經濟上ニ於ケルト同一ニシテ何ヲ以テ金銭ト見ルヘキヤハ全ク經濟上ノ事實ニ因リテ定マル」ことは、従来から認められている。富井政章『民法原論(第三卷)債権總論(上)』(有斐閣、昭和四年版復刻、昭六〇)一一二頁、石坂晋四郎『日本民法(第三編)債権総論(上巻)』(有斐閣、大一一〇)二一四頁参照。しかるに、物債権説に拠ると、金銭が物であることが出発点となる。そのため、本文で述べたような扱いや解釈を認める理論的な基礎に欠けよう。
- (20) なお、価値債権説(価値債務説)については、拙稿「金銭に対する商人間留置権の成否——大阪高判平成一一年四月三〇日を契機として——」本誌五一号(平一一)六九、七〇頁においても扱った。ただ、ここでは、標題の問題について、特にドイツで主張されている理論を基にして検証するという観点から簡単に言及したに留まる。
- (21) これに対しドイツでは、民法四〇二条一項本文に相当する規定は存在しない。金銭債権に関する個別問題を扱う規定

が存在するに留まらざる。Vgl. Staudinger/Schmidt, a. a. O. (Note 10), Vorbem zu §§ 244ff. Ann. C1; Erman/Werner, a. a. O. (Note 10), § 244 Ann. 1.

- (22) 我妻・前掲注(6)二〇頁、磯谷幸次郎『債權法論(總論)』(巖松堂書店、改訂四版、大一一四)三二頁、小池隆一『日本債權法總論』(清水書店、八版、昭一六)一四頁。
- (23) 横田秀雄『債權各論』(清水書店、訂正第二版、大一一〇)三四〇、三四二頁、勝本正晃『債權法概論(各論)』(有斐閣、八版、昭二九)三九、四〇頁、柚木馨編『注釈民法(14)債權(5)』(有斐閣、昭四一)一三五、一三六頁〔柚木馨〕。そのうえで、論者によつては、民法五七〇条の類推適用を認めるに留まる。
- (24) なお、供託の性質は、一般に寄託と解されている。そのため、有価証券の場合は、その客体——債務の目的物——は、物である紙片とも思われる。しかし、紙片が手段にすぎないことに鑑みれば、それに表章されている権利と解すべきである。但し、ドイツにおける有価証券の扱いについて、後掲注(36)参照。
- (25) なお、無記名債權については、民法八六条三項により留置權の客体である「物」に含まれると解されている。岡野敬次郎「留置權ノ目的ト有價證券」新報一八卷八号(明四一)一〇二頁、同・『商行爲及保險法』(有斐閣、昭三)三五頁参照。さらに、前掲注(3)参照。
- (26) このことは、特に商法五五一条を巡つていわれている。最判昭和三年五月三〇日(民集一一卷五号八五四頁)、米沢明「判批」新証券・商品取引判例百選(昭六三)四七頁参照。
- (27) 「第二次」法律取調委員會「商法中改正法律案議事速記録」(法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書20』(商事法務研究会、昭六〇)七四頁以下。
- (28) 林良平編『注釈民法(8)物權(3)』(有斐閣、昭四〇)九一頁〔林良平〕。
- (29) 鳩山秀夫『増訂日本債權法各論(上卷)』(岩波書店、大一一三)三四三頁、我妻榮『債權各論中卷一(民法講義V₂)』(岩波書店、昭三二)二九一頁。
- (30) 同旨、金山・前掲注(6)一一、一二頁、奥田昌道編『注釈民法(10)債權(1)』(有斐閣、昭六二)二二頁〔金山正信〕。また、物という制約に言及しないものとして、林ほか・前掲注(6)二五頁、於保不二雄『債權總論(新版)』(有斐閣、昭

四七) 一八頁。

(31) 松波仁一郎ほか合著「種積陳重ほか校閱」『帝国民法(明治29年)正解(第五卷)債権(自第三九九條至第五一四條)』(信山社、復刻版、平九)一四頁以下、磯谷・前掲注(22)三三二頁。

(32) このような表記方法について、民法起草者の種積陳重は、不完全であることを認めながら「夫レ程ニ斷ハラヌデモ即チ是丈ケデ意味ガ十分通ズルダラウト思ツテ言葉ヲ儉約致シマシタ」「文字ヲ省略シタノデアリマス」と説明している。「法典調査會 民法議事速記録二」法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書2』(商事法務研究会、昭五九)九七七、九八〇、九八一頁参照。

(33) 我妻・前掲注(6)二〇頁、金山・前掲注(6)一一、一二頁、林ほか・前掲注(6)二五頁、於保・前掲注(30)一九頁。

(34) 近藤英吉＝柚木馨『註釋日本民法(債権編總則)上卷』(巖松堂書店、昭九)二〇頁。

(35) さらに、「代金ヲ払フコトヲ約スル」(民法五五五條)という売買の意思表示の内容は、民法五八六條に拠れば「金銭ノ所有權ヲ移轉スルコトヲ約」すると言い換えられよう。しかるに、所有權の客体が物に限られることは多言を要しない。

(36) なお、HGB三六三條の「金銭」と「その他の代替物」の間には有価証券が入る。さらに、BGB七八三條でも然りである。そこで、この規定から伺い知ることができるように——商法五一八條や商法五一九條と比較せよ——、ドイツでは、有価証券を物として扱う傾向が強いように思われる。ただ他方において、商人間留置權の客体は「動産および有価証券」(HGB三六九條一項)と規定されている。だが、この規定について、次のように説明されることが少なくない。

ここで「有価証券と動産が対置されていることから、物の概念がBGB九〇條の概念に比して制限されていることが明らかになる。なぜなら、後者の概念に拠ると、有価証券も動産に含まれてしまうからである。Vgl. Hermann Sievers, Das kaufmännische Zurückbehaltungsrecht (HGB §§ 369 - 372), Sächsisches Archiv für deutsches bürgerliches Recht, Bd. 14 (1904), S. 168; Oscar Haun, Die Voraussetzungen des kaufmännischen Zurückbehaltungsrechts (§§ 369, 379 HGB) (1908), S. 22.

思うに、前述した傾向は、權利の帰属を紙片に対する所有權に結びつける所有權説(Eigentumstheorie)がドイツにおいて支配的であることの現れであろう。所有權説について、河本一郎「物としての有価証券——所有權理論について——」

- 『有価証券法研究』（成文堂、平一一）二二九頁以下。
- (37) Ernst Wolf, *Lehrbuch des Schuldrechts*, Bd. 1 (1978), S. 156f.; Wolfgang Fikentscher, *Schuldrecht* 7. Aufl. (1985), S. 159; Andreas Fulbier, *Zur Fremdwährung als bewegliche Sache und Ware und zur Geldschuld als Sachschuld*, NJW, 1990, S. 2797f. *等* B GHが「金銭債権を種類債権として捉えよう」。Vgl. BGH, Urt. v. 14. 7. 1958 [BGHZ, Bd. 28, S. 123 (128) = NJW, 1958, S. 1681 (1682f.)]; BGH, Urt. v. 25. 3. 1982 [BGHZ, Bd. 83, S. 293 (300) = NJW, 1982, S. 1585 (1587)].
- (38) 四宮和夫『民法総則（第四版）』（弘文堂、昭六一）二二〇頁、鈴木祿弥『物権法講義（四訂版）』（創文社、平六）三四五頁。また、川島武宜『民法総則』（有斐閣、昭四〇）一四二頁参照。
- (39) 松坂佐一『民法提要（総則）（第三版・増訂）』（有斐閣、昭五七）一六三頁、我妻榮『新訂民法総則（民法講義Ⅰ）』（岩波書店、昭四〇）二〇二頁、幾代通『民法総則（第二版）』（青林書院、昭五九）一五五頁。
- (40) 我妻・前掲注（6）三六頁、奥田編・前掲注（30）一三九頁〔山下未人〕、於保・前掲注（30）四五頁、前田達明『口述債権総論（第三版）』（成文堂、平五）四九頁。ドイツの文献として、Staudinger/Schmidt, a. a. O. (Note 10), Vorbem zu §§ 244ff. Anm. C6 u. C16; Palandt/Heinrichs, a. a. O. (Note 10), § 245 Anm. 13; Ertman/Werner, a. a. O. (Note 10), § 245 Anm. 1; Larenz, a. a. O. (Note 10), S. 169.
- (41) 松坂・前掲注（5）四三頁、柚木・前掲注（6）五〇頁以下、神戸大學外國法研究会編『獨逸民法Ⅱ債務法』（有斐閣、復刻版、昭六三）三五頁〔柚木馨〕。ドイツの文献として、Soergel/Teichmann, a. a. O. (Note 10), § 245 Anm. 1; Staudinger/Gottfried Schiemann, BGB, Einleitung zu §§ 241ff.: §§ 241 - 243, 13. Aufl. (1995), § 243 Anm. 18.
- (42) 岩田新『債権法新論』（有斐閣、増訂六版、昭一五）二〇二頁。なお、金銭債権は不特定物債権に分類されよう。松波ほか・前掲注（31）五八頁、仁井田益太郎「金銭と通貨トハ同一ノ意義ヲ有スルヤ」法典質疑會編『法典質疑録（卷之二）』（宗文館書店、復刻版、平一）九九二頁、梅謙次郎（講述）『民法（明治29年）債権 第一章総則（完）』（信山社、復刻版、平八）六八、八六、八七、九四頁参照。
- (43) 富井・前掲注（19）一一二、一一四頁、石坂・前掲注（19）二二四頁以下。
- (44) 川名兼四郎『債権法要論』（金刺芳流堂、參版、大七）七五頁。もっとも、本文に記した金銭の意味が、すべての法規

- に共通する普遍的な定義となるわけではなからう。ドイツでも、金銭という普遍的な法概念は存在せず、この概念を法が統一的に用いていないことがいわれている。Vgl. Staudinger/Schmidt, a. O. (Note 10), Vorbem zu §§ 244ff. Anm. A12.
- (45) 富井・前掲注(19)一一四頁、勝本正晃『債權法概論(總論)』(有斐閣、八版、昭二九)一二七頁以下、石田文次郎『債權總論』(早稲田大学出版部、一三版、昭三八)三六頁。また、森田・前掲注(16)三三三頁以下参照。
- (46) なお、価値債権説は、金銭債権に特定(民法四〇一条二項)が生じ得ないという通説的な解釈と整合性を有することがいわれている。森田・前掲注(6)一〇頁以下参照。だが、物債権説から出発しても、右の解釈を導き得ないわけではなからう。柚木・前掲注(2)七三頁、於保・前掲注(30)四三頁、勝本・前掲注(45)一三二、一三三頁参照。反対にドイツでは、価値債権説の立場から、金銭債権について、価値債権であることは、種類債権に関する規定の類推適用を排除しないことが認められている。Vgl. Palandt/Heinrichs, a. O. (Note 10), § 245 Anm. 12. ただ確かに「民法四〇一条二項に相当するBGB二四三条二項の類推適用は——広い範囲で——排除される。しかし、その理由は、主として「金銭債務者は、疑わしいときは、自己の危険および費用において金銭を債権者の住所に送付しなければならない(Geld hat der Schuldner im Zweifel auf seine Gefahr und seine Kosten dem Gläubiger an dessen Wohnsitz zu übermitteln.)」と規定するBGB二七〇一条一項の存在に求められるにすぎない。Vgl. Alf, a. O. (Note 10), § 244 Anm. 11; Staudinger/Schmidt, a. O. (Note 10), Vorbem zu §§ 244ff. Anm. C10; Erman/Werner, a. O. (Note 10), § 244 Anm. 5; Staudinger/Schermann, a. O. (Note 41), § 243 Anm. 17 u. 35; Ulrich Meyer, Das Recht der Banküberweisung (1951), S. 131. それに対し我が国では、これに相当する規定を欠くことに注意を要しよう。金銭債権に民法四〇一条一項が類推適用されることを肯定するものとして、吉岡・前掲注(2)一一五頁以下。また、物以外の給付を目的とする債権に民法四〇一条二項が類推適用される可能性を認めるものとして、近藤Ⅱ・柚木・前掲注(34)五八、五九頁。そうだとすれば、金銭債権の理解と前述した解釈を認めるかどうかは、別個の問題として捉えることも不可能ではなからう。
- (47) 柚木馨「金銭に於ける受領強制」国民経済雑誌五六卷四号(昭九)五〇頁。ドイツでも、BGBとZPOは、金銭という言葉で一貫して金銭物を想定しているといわれている。Vgl. Staudinger/Schmidt, a. O. (Note 10), Vorbem zu §§ 244ff.

Ann. A16 (同) A17).

(48) Staudinger/Schmidt, a. a. O. (Note 10), Vorbem zu §§ 244ff Ann. C7.

※ 本稿は、大阪経済法科大学の研究補助金の助成（二〇〇〇年から二年間）による研究成果の一部である。